

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

下仁田町の人口は 7,547 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）で、昭和 30 年の合併当時から約 3 分の 1 に減少している。生産年齢人口は、3,619 人となり、人口に占める割合は 47.95% であった。それに対して、65 歳以上の高齢者人口は、3,534 人で、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 46.83% となり、日本の高齢化率 27.3%（内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」）に比べ、高齢化が進んでいる。

また、15 歳未満の人口は、394 人で、人口に占める割合も 5.22% と、時代を担う世代についても、現象が続く状況にある。将来人口推計も、令和 22 年（2040 年）には、3,431 人（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）に突入すると予想されている。

人口減少と比例して、事業者数も昭和 56 年と比べ平成 24 年現在で約 5 割減少しており、従業員数も減少の一途をたどっている。また、山林・原野が総面積の 85% を占めている下仁田町では、企業誘致も進んでおらず、創業比率も全国平均の約 3 割程度となっている。

このような状況の中、下仁田町では独自の取り組みとして、産業支援事業補助金制度（特許取得支援、EC 支援、研修費補助）や中小企業新規取引先開拓支援事業、創業支援事業補助金制度などを策定し、町内事業者の支援を行ってきたが、町内事業者の生産性の抜本的・継続的な向上により、健全な事業基盤を構築するとともに、労働生産性を高めるための支援を行うことは重要な課題である。

##### (2) 目標

下仁田町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者の先端設備等の導入を促進することで、地域内の設備投資を活発にし、新規事業への参入や新製品の開発を支援する。

これを実現するために、計画期間中に 4 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に規定するものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

下仁田町の産業は、製造業のほか、建設業、サービス業など多岐にわたる業種が町内の経済及び雇用を支えている。このことから、多様な産業による活発な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

多様な産業による活発な設備投資を支援し、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、下仁田町全域とする。

### (2) 対象業種・事業

下仁田町の産業は、製造業のほか、建設業、サービス業など多岐にわたる業種が町内の経済及び雇用を支えており、多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このことから、本計画において対象とする業種は、全業種とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・単に人員削減を目的とした取扱を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。